

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

国際自動車産業交流都市計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

愛知県、豊橋市、蒲郡市、田原市及び愛知県宝飯郡御津町

### 3 地域再生計画の区域

豊橋市、蒲郡市、田原市及び愛知県宝飯郡御津町の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 〔背景〕

東三河地域は、昭和 39 年には工業整備特別地域に指定され、中部圏開発整備法下では「都市開発区域」と位置付けられた。また、日本のほぼ中心に位置すること、東名高速道路 IC へのアクセス性に優れることなど、立地性の良さなどから、人口約 38 万人の中核都市豊橋市を中心に、モノづくり県、“愛知”の産業発展の一翼を担ってきた。

その中心となったのが、昭和 37 年に豊橋港はじめ 4 港を統合してできた三河港であり、昭和 39 年には重要港湾に指定され、世界に開かれた物流拠点としての役割を担ってきた。

その三河港臨海部及び周辺地域には、様々な分野の企業が立地し、現在では、この 3 市 1 町の製造品出荷額等が 3 兆 4471 億円(H17 工業統計調査)で、全国でも中位に位置する県の規模に匹敵する。

そのなかでも大きな特色は、自動車の製造及び部品メーカー、物流機能などの関連産業群の集積である。昭和 54 年にトヨタ自動車(株)田原工場が立地したことから、関連産業が周辺に立地した。また、平成 3 年以降は、フォルクスワーゲンはじめ主要な外国車のインポーターが立地し、輸入拠点として活用されており、金額・台数ともに全国 1 位である。輸出でも、トヨタ自動車(株)も含め国内の多くの自動車メーカーが輸出の基幹港として活用しており、金額ベースでは全国 1 位、台数ベースでも全国 2 位と、名古屋港、ドイツのブレーマーハーフェン港、ベルギーのセヴルージュ港と並び世界を代表する自動車港湾となっている。

こうした特色を背景に、平成 7 年に豊橋市が、国内外の自動車企業に対して国際的なビジネス連携の場を整備・提供する「国際自動車コンプレックス計画」を立案し、豊橋市、東三河懇話会( )など官民が一体となって推進している。また、この計画の推進力の一つとして、平成 15 年には「国際自動車特区」の認定、リサイクルポート(総合静脈物流拠点)の指定も受けている。

これらも含め、東三河地域では、産業活性化・地域活性化を目指した取組が活発である。上記、東三河懇話会がその好例で、産業活性化・地域活性化に向けた様々な提言活動を行って

る。また、その他にも、当地域の発展に寄与してきた豊橋技術科学大学と経済界、行政が連携して、産学行政による研究開発・研究交流促進による産業活性化プロジェクトとして、昭和 63 年に豊橋市が「サイエンス・クリエイト 21 計画」を策定、平成 4 年には、その拠点施設として「豊橋サイエンスコア」を整備し、産学共同研究、人材育成などに取り組んでいる。

こうしたこの地域のポテンシャルを生かし、本計画では以下の取組を積極的に推進していく。

東三河地域の開発整備に関する諸問題についての調査研究・提言などを目的として、昭和 43 年に経済界、自治体、企業、個人を構成員として設立

## (1) 自動車産業を核とした産業・交流拠点の形成

### 産業集積の一層の促進

自動車を中心とした厚い産業集積は、自動車関連産業はもちろんのこと、物流機能の高度化、その他関連産業の展開など、地域産業全体に様々な波及効果をもたらし、さらに新しいビジネスに結びつく好循環を生み出す。今後さらに、自立的・持続的な産業発展を進めていく上でも、一層の企業立地を促進していくとともに、すでに立地している企業がこの地域で活発な産業活動が展開できるよう、魅力ある環境整備を進めていく必要がある。

これまでも三河港臨海部及び周辺地域では、愛知県企業庁や地元市町が企業用地造成・企業誘致を積極的に進めてきており、今後も臨海部未売却用地 171.2ha や、撤退企業の空き用地などへの企業立地誘導を進めるとともに、進出希望のある企業のニーズに応じた用地開発も進めていく。

また、立地企業に対しては、県、関係市町による各種の立地奨励金や貸付などがすでに制度化されている。こうした制度に加え、本計画により日本政策投資銀行の低利融資を適用するなど、立地誘導策の幅を広げていく。

目標：計画区域内における製造品出荷額等の伸び率

計画期間平均対前年伸び率 6.5% (平成 12～17 年平均伸び率 6.3%)

### 企業活動を支える環境づくり

企業活動を側面からサポートできる環境整備にも力を入れていく。

特に、人材の面では、各企業とも労働力確保が極めて難しいとしており、一部の企業では、労働力不足からラインを一時停止せざるを得ない状況も出てきている。地域としても、イベント、情報提供等を通じてこの地域の企業への就業を促進していく。また、勤労者福祉施策も充実していく必要があり、各種イベントの実施や、公的施設の弾力的な利用を図っていくなど、積極的に対応を進めていく。

また、企業に働く従業員及びその家族にとって、魅力ある生活環境を提供していくことも重要である。

この地域は、東三河地域の中核的な都市として、高度な商業機能や都市インフラなど充

実した都市機能を有している。また、自然環境の面でも、気候は温暖で暮らしやすく、また海、山にも近く、レクリエーションの場にも恵まれるなど、優れた生活都市としての魅力もある。

この強みを十分に生かして、例えば、企業で働く人々の快適で豊かな暮らしの提供はもちろんのこと、余暇を豊かに過ごせる自己実現の機会の提供や、企業を退職する人々の第二の人生における活躍の場・働く場の充実など、様々な環境づくりに行政、NPO、経済界などが協力して取り組んでいく。

#### 研究開発機能強化に向けた産・学・行政の一体的な取組

この地域では、従来から「サイエンス・クリエイト 21 計画」の推進をはじめ研究開発機能強化に向けた官民挙げた取組が盛んである。

特に、豊橋技術科学大学では、学内に様々な研究機関を立ち上げ、研究の幅を広げる取組を進めている。なかでも、平成 16 年 12 月には「未来ビークルリサーチセンター」を設立、自動車産業都市というこの地域の特性も十分に生かしながら、未来ビークルに関する情報発信基地を目指すなど意欲的な取組が見られる。また、豊橋市・田原市、愛知県などとも包括協定を結んでおり、個別の分野でも、「防災」をテーマに地元自治体と共同で研究するなど積極的に地域との関わりを持っている。

地域としても、大学の研究を、例えば、実験フィールドの提供などを通じて積極的にサポートするとともに、さらに進めて、大学、企業と共同で研究に取り組み、地域づくりに実際に活用し、新たな試みとして内外に情報発信していくなどの積極的な対応が今後は求められる。

なお、そうした研究環境の充実を図る中で、内外の優秀な研究者がこの地域に集まり研究交流をする環境整備も併せて必要であり、平成 15 年に認定された「国際自動車特区」で外国人研究者の在留資格についての弾力化を図ったが、こうした環境整備についても、引き続き積極的に取り組んでいく。

目標：域内大学との連携研究の件数

計画期間中(H19～23年度) 50件

：外国人研究者の招致の人数 10%増(平成18年度実績35件)

#### 自動車産業や観光資源を活用した交流拠点の形成

三河港は、国内有数の国産自動車の製造・輸出拠点、外国車の輸入拠点であり、世界各地域との強いつながりを生かして「三河港」の知名度を高めていくことが必要である。

その一つの手法として、この地域が持つ生産、物流機能を核として、内外の自動車関連産業の関係者や消費者とのつながりを強め、三河港の情報発信力・拠点性を高めていくという方向が考えられる。

ドイツの主要自動車企業では、顧客が車の納車のため工場を訪問すると同時に、併設しているミュージアム、ショップなど見学できる、「カスタマーセンター」を設置している。我が国においては自動車の流通の仕組みや自動車に関する考え方などが異なるため、この形態が我が国に馴染むものかどうかは検討を要するが、この地域の自動車の製造・物流などの諸機能を核に、「見せる」・「魅せる」自動車産業への展開の可能性を探っていくことが必要である。

例えば、自動車をテーマに、アミューズメント的な機能や新車の展示、車愛好家のイベント、未来ビークル技術・自動車リサイクル技術の研究発表などを複合的に盛り込んで、従来の工場見学などとは違った新たな創造を生み出す交流の形を検討していくことなどが考えられる。

一方、三河港を中心とした三河湾地域は、自然環境に恵まれた風光明媚な景観、三河湾の海産物を中心とした食、歴史資源、温泉・宿泊施設、テーマパークなど様々な観光資源を有する。これらを、様々なニーズに対応できるよう組み合わせたルートを用意し、一般観光客はもとより、三河港臨海部にビジネスで来訪する人なども呼び込んで、この地域の魅力に触れてもらうといった、「産業と観光の連携」の視点を持つ必要がある。

また、三河湾の美しい環境を保全していくことや、魅力ある空間を提供していくことも、そうした観光交流を支える環境整備という意味で極めて重要であり、下水道整備を中心とした三河湾浄化対策や水産資源の涵養などにも積極的に取り組んでいく。

こうした取組の成否は、行政や企業の取組に加え、それらを支える人材の確保・育成、地域全体のホスピタリティ向上など草の根レベルでの努力が不可欠であり、企業、市民ボランティアなど様々な主体の緊密な協力体制を築き、一丸となって推進していく。

目標：計画区域の観光入り込み客数

計画期間中又は計画期間経過後に増加への転換を目指す

(平成 15 - 17 年：対前年 3.5%)

## (2) 産業活動・交流を支える基盤づくり

### 交通ネットワークの整備

この地域はこれまで、日本の中央に位置すること、三河港、東名高速道路など広域交通基盤へのアクセス性の良さなどから、立地面での優位性を発揮してきた。

しかし、近年では、スーパー中核港湾に指定された名古屋港のコンテナ化をはじめとした機能充実、伊勢湾岸道路の開通などによる名古屋港への広域アクセスの向上、中部国際空港開港など、三河港の物流機能面でのメリットが相対的に低下してきている。

また、臨海部における交通渋滞も頻発し、域内交通の円滑化、東名高速道路など広域交通基盤へのアクセス性の向上も大きな課題となっている。

自動車港湾としての強みの維持・向上を図りつつ、他の産業分野も含めた一層の産業活力向上を目指すため、三河港機能の効果的な活用を図る臨港道路、西三河地域・静岡県西

遠地域からのアクセス、名古屋港・中部国際空港へのアクセスなど、三河港臨海部及び周辺地域の交通ネットワーク構築を進めていく。

- ・ 国道 23 号バイパス(豊橋東バイパス、豊橋バイパス、蒲郡バイパス など)
- ・ 国道 151 号、247 号、259 号、473 号
- ・ 主要地方道豊橋渥美線、主要地方道東三河環状線、豊橋環状線 など

#### 港湾機能の向上

世界的にも有数な自動車港湾として発展する一方で、貨物のコンテナ化や船舶の大型化が進む中で、三河港においても豊橋コンテナターミナルを平成 10 年度に供用開始、また平成 16 年度には開発保全航路中山水道の整備も完了するなど着実に対応を図ってきている。平成 20 年度までにはコンテナターミナルのガントリークレーンを 1 基増設して 2 基とし、またターミナルの運営体制も充実しながら、貨物の取扱量の増大等に対応することとしている。

しかし、現状では、外国への定期航路はアジアの一部地域に限られるなど、三河港利用企業にとって使い勝手のよい港とはいえない状況にもある。

今後は、自動車港湾としての特性を生かして発展できるような環境整備を引き続き進めつつ、コンテナターミナルの機能強化、航路の整備、道路ネットワーク整備などのハードの強化、官民一体となったポートセールス、各種ソフト事業を総合的に実施することにより、港湾としての総合力も高めていくことを目指す。

#### 臨海部の災害対応力の強化

三河港臨海部は、東海地震の地震防災対策強化地域に、東南海・南海地震の地震防災対策推進地域に指定されており、立地している企業やそれらの企業と取引を持つ企業などにとって、臨海部へ立地していること自体、不安材料の一つになっている。

特に、外国企業との取引の中では、地震対応、危機管理対策が十分とられているかどうかについて、強く求められるケースもある。企業としても、それぞれが独自に防災対策に力を入れているが、企業の中にはリスク分散の一環として、コスト増にもかかわらず拠点を分散化するケースもあり、この地域の企業の国際的な産業競争力を高めていく上で、また企業誘致はもちろんのこと、さらには企業をこの地域に“つなぎ止めて”おくためにも、地域全体の災害対応力をより一層高める必要がある。

このため、道路・橋梁等の耐震対策などを積極的に進めるとともに、耐震岸壁の整備なども進め、港湾も含め、災害に強い物流・交通ネットワークの構築を推進していく。

併せて、ソフト面でも、災害関連情報を効率的に企業へ伝達する仕組みづくり、行政、民間企業、関係機関、市民が一堂に会して臨海部の災害対策を協議する場の提供、さらには、地域の大学と連携して実用化可能な技術開発を進め実践するなど、様々な角度から取り組んでいく。

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

4に掲げる目標を達成するために、企業誘致を含めた産業振興、産学行政が連携した研究開発機能の強化、観光振興など交流の促進、道路・港湾等の基盤整備の概ね4つの観点から事業を実施する。

の企業誘致を含めた産業振興については、県及び各市町独自の産業振興、企業誘致施策に加え、日本政策投資銀行の低利融資等の制度を活用するとともに、公共施設利用の弾力化措置を活用し、企業に働く人々に対しての地域サイドからの魅力づくりなど、諸条件の充実も図っていく。

の産学行政が連携した研究開発機能の強化については、従来からのサイエンス・クリエイティブ21計画の実績等も踏まえつつ、豊橋技術科学大学等地域の大学とも緊密な連携を図り、「地域の知の拠点再生プログラム」も活用するなど積極的に取り組んでいく。また、支援措置の外国人研究者の入国申請手続に係る優先処理事業を受けることにより、より多くの優秀な外国人研究者を招致し、研究機関等の研究開発を更に推進していくことができる環境をつくっていく。

の観光振興など交流の促進については、三河湾地域の豊富な観光資源と産業観光資源を十分活用するとともに、美しい三河湾の水質・景観を守っていくことは観光客招致のための重要かつ基本的な要素であり、生活排水対策、アオサ対策など三河湾浄化の取組も進めていく。

の道路・港湾等の基盤整備については、三河港を中心に広域アクセスや臨港道路などの基盤整備を今後も着実に推進していくとともに、東海・東南海地震などの大規模災害への備えなど、新たな課題等についても対応を図っていく。

以上のような様々な課題の解決と事業の円滑な実施に向けて、特定地域プロジェクトチームの仕組みを活用して、国等関係機関との密接な連携を図っていく。

### 5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

### 5-3 その他の事業

#### 5-3-1 基本方針に基づく事業

##### 5-3-1-1 地域の産学官連携による優れた実用化技術開発への助成

###### 1 支援措置の番号

B1201

###### 2 支援措置を受ける実施主体

大学等の研究機関の研究者、研究を目的とする公益法人又は所属する研究者

### 3 実施する取組

産業経済の発展、街づくりなどに地域の発展に大きな役割を果たしてきた豊橋技術科学大学では、東海地震の地震対策強化地域に指定されている当地域において、2003年に「地域防災リサーチコア」を立上げ、地元市町が連携して立ち上げた「東三河地域防災研究協議会」と連携して、防災分野の研究開発を積極的に進め、地域の防災力・災害対応力を高めるための研究開発に取り組んでいる。

また、そのほかにも、豊橋技術科学大学も含め地域内の大学が行政と連携しながら、環境、エネルギーなど、様々な分野で地域課題に密接に関連する実用的な技術開発に取り組み、まちづくりなどに役立てている。

東三河地域のこうした実績も踏まえ、本計画では、豊橋技術科学大学はじめ多様な主体の参加を促しながら、防災分野をはじめ実用化を視野に入れた様々な分野の技術開発に積極的に取り組んでいく。

また、その成果をまちづくりや地域の防災対応力強化に生かしていけるような仕組みづくりも併せて検討していく。

〔研究テーマの例〕

- ・ 防災まちづくり推進のためのアクションプランニング手法の調査研究
- ・ D I G手法の開発と啓発教材作成に関する研究
- ・ 田原市港湾沿岸における津波、高潮、高波に対する防災対策に関する調査研究
- ・ P D C Aサイクルに基づく持続的防災まちづくりアクションプランニング手法の開発
- ・ 災害時における応援物資の確保、配布手段の確立

#### 5-3-1-2 日本政策投資銀行の低利融資等

##### 1 支援措置の番号

C0701

##### 2 当該支援措置を受けようとする者

三河港臨海部地域及びその周辺(以下、当該地域)に事業所を有する事業者、及び当該地域に事業所を有する事業者と連携して事業を行う事業者で、当該地域の産業発展・地域活性化に資する事業を行うもの

〔事業例〕

- ・ 自動車産業及び関連する産業に関する事業
- ・ 物流機能の向上に資する事業
- ・ 環境保全に資する事業
- ・ 観光振興に資する事業
- ・ 災害対応力強化に関する事業

##### 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

上記事業者が必要とする資金需要について、日本政策投資銀行から金融面での判断を経た上で、同行の低利融資等を利用し、三河港臨海部地域及びその周辺地域の産業発展・地域活性化に寄与する事業の推進を支援する。

#### 4 合致する日本政策投資銀行の投融資指針に定める事業

- ・「地域経済振興」のうち、地域産業振興・雇用開発、地域競争力強化支援、地域金融機能高度化
- ・「広域ネットワーク整備」のうち、流通基盤整備事業
- ・「環境配慮型社会形成促進」のうち、環境配慮型経営促進事業
- ・「防災対策」のうち、防災対応促進事業
- ・「経済・構造改革支援事業」のうち、産業活力再生支援、対日アクセス促進事業
- ・「先端技術・経済活力創造」のうち、新産業創出・活性化、新技術開発 等

#### 5 支援措置が計画の目的達成に不可欠な理由

本計画の推進に伴い発生する事業者の資金需要に対応し、かつ本計画の目的に資する事業の円滑な実施を図るためには、日本政策投資銀行によるアドバイス・低利融資等を活用できる当該支援措置は不可欠である。

#### 6 融資を受けようとする事業等の概要及び日本政策投資銀行の融資要件との関係

三河港臨海部地域及びその周辺地域の産業発展・地域活性化に寄与する事業に取り組む企業等を支援するため本制度を活用する。

### 5-3-1-3 外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業

#### 1 支援措置の番号

B0502

#### 2 当該支援措置を受けようとする者

次に掲げる大学・研究機関との契約に基づいて当該機関の施設において自動車産業に関連する研究又は事業に携わる外国人研究者及びその家族

豊橋技術科学大学（単科大学）

社団法人東三河地域研究センター

#### 3 対象となる機関

次に掲げる大学・研究機関において自動車産業に関連する特定研究活動及び特定研究事業活動に携わる外国人研究者の受入れを推進する。



機関名 豊橋技術科学大学

施設名	所在地	概要	外国人の活動の内容
工学部	豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1	機械システム工学、生産システム工学、電気・電子工学、情報工学、物質工学、建設工学、知識情報工学、エコロジー工学、人文・社会工学の研究を行う。	機械システム工学、生産システム工学、電気・電子工学、情報工学、物質工学、建設工学、知識情報工学、エコロジー工学、人文・社会工学、自動車リサイクル技術、自動車用燃料電池技術、自動車材料技術に関する研究活動及び研究成果を活用した事業活動(当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む。)
大学院	豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1	機械システム工学、生産システム工学、電気・電子工学、情報工学、物質工学、建設工学、知識情報工学、エコロジー工学、人文・社会工学、機械・構造システム工学、機能材料工学、電子・情報工学、環境・生命工学の研究を行う。	機械システム工学、生産システム工学、電気・電子工学、情報工学、物質工学、建設工学、知識情報工学、エコロジー工学、人文・社会工学、機械・構造システム工学、機能材料工学、電子・情報工学、環境・生命工学、自動車リサイクル技術、自動車用燃料電池技術、自動車材料技術に関する研究活動及び研究成果を活用した事業活動(当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む。)

機関名 社団法人東三河地域研究センター

施設名	所在地	概要	外国人の活動の内容
社団法人東三河地域研究センター	豊橋市西幸町字浜池333-9	地域振興・整備事業として自動車産業に関する研究(国際自動車コンプレックス計画)を行う。	国際自動車コンプレックス計画、自動車産業を中心とする外資系企業立地に関する研究活動及び研究成果を活用した事業活動(当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む。)

4 3の機関が、出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の事業活動の要件を定める省令（平成18年法務省令第79号）に定める要件に該当するものであること並びにそのように判断した理由

三河港地域は、これまでも自動車産業の立地により集積された産業技術情報を求め、内外の自動車関連企業の立地が進んでいるが、今後もこの地域に立地している大学、研究機関が産業技術開発の中心となって、研究開発・人材育成や企業に対する技術指導を進めるとともに、企業は優秀な企業家・経営人材の供給を受け、これらの研究成果の移転・事業化を図るといふ大学と企業の相互の連携活動をさらに進めることにより三河港地域の産業活性化を図ることが可能となる。

これらの大学、研究機関は、特区で外国人研究者受入れ促進事業等に基づく措置を実施するなど外国人研究者等の在留に関して管理も充実しており、招致しやすい体制を整えている。

#### 5 本支援措置を活用して取組む地域再生の内容

本支援措置を受けることにより、3の機関において推進される自動車産業に関する高度な特定研究活動又は特定研究事業活動に従事するために来日する外国人研究者及びその家族の入国に係る申請手続きが優先的に行われ、短期間で手続きが終了することで、本格的な研究活動や事業活動の着手がすばやく行うことが可能となる。そのため、外国人研究者の参画する研究活動が促進されることにより世界レベルの高度な研究成果や科学技術の進展や、自動車産業の一層の集積が促進されることが見込まれ、この地域の更なる活性化が図られる。

##### 5-3-2 関連事業

###### ・旧プログラムに基づき既に認定されている取組み

旧プログラムに基づき、平成16年6月に認定された「国際自動車産業交流都市計画」計画に位置づけられた「10903 勤労青少年ホームの施設転用」、「11201 下水道補助対象施設における目的外使用承認の柔軟化」、「11203 地域再生支援のための『特定地域プロジェクトチーム』の設置」、「13004 補助対象施設の有効活用」、「212010 みちづくり交付金事業の運用改善(手続き一本化)」、「212011 みちづくり交付金事業の運用改善(目標達成型の導入)」、「212015 『地域再生支援チーム』の設置」、「212016 『一地域一観光』を推進する『ひと』『情報』の充実」、「212028 まちづくり交付金の創設」、「230003 バイオマスタウン(仮称)の実現に向けた取組み」を引き続き適用し、「4 目標」実現に向け、様々な取組みを進めていく。

###### ・国際自動車コンプレックス・国際自動車特区

三河港が世界的な自動車の輸出入拠点であることなどを背景に、自動車産業のゲートウェイにふさわしいインフラ整備と、自動車のライフサイクルに従って、企画、設計、製造、輸送・保管、展示・販売、メンテナンス、リサイクルに一貫して対応するための官民一体となった取組を推進するもので、平成7年に豊橋市が立案した。この推進体制として、行政や地域の民間企業を構成員とする「国際自動車コンプレックス研究会」が設けられ、構造実現に向け様々な研究・事業を行っている。

また、平成15年度に認定された「国際自動車特区」もその推進の一環として、地元市町、県との協力の下で策定され、「自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化」などの規制緩和の特例を活用して自動車の流通機能の充実、自動車関連技術の研究開発機能強化などに取り組んでいる。

・サイエンス・クリエイト 21 計画

研究開発の促進、新規産業拠点の形成、産学交流拠点の形成、地域経済の担い手となる人材の育成などを進めるもので、昭和 63 年に立案、平成 4 年にはその拠点となる施設「豊橋サイエンスコア」がオープンした。

豊橋技術科学大学の研究者を中心とした技術交流会など、産学連携を促進する取り組みを実施しているほか、平成 14 年度には文部科学省の「都市エリア産学官連携促進事業」に豊橋エリアが採択されるなど新産業展開への意欲的に取り組んでいる。

また、豊橋サイエンスコアの周囲には、市が豊橋リサーチパークを整備し先端産業の誘致を積極的に進めている。

・県、市町の企業立地促進策(税制、奨励金)、融資制度

〔愛知県〕

制度名等	内容	補助・融資額	限度額
高度先端産業立地促進補助金	(1)企業への直接補助 固定資産取得費用(土地を除く)へ 補助金を交付	工場.. 補助対象経費の10%以内 研究所.. 補助対象経費の20%以内	10億円
	(2)市町村を通じたの間接補助 固定資産取得費用(土地を除く)へ 補助金を交付	補助対象経費の10%以内	5億円 (市町村と合わせると10億円)
企業立地促進資金貸付制度	新たに工場等の立地に必要な設備資金の貸付 (土地購入費及び建物建設費に限る)	融資期間及び利率(変更あり) 7年以内 年1.5% 10年以内 年1.6%	10億円 (H19.3.31 まで) 通常2億円
産業立地促進税制	土地や家屋にかかる不動産取得税の軽減 (平成19年3月31日まで)	中小企業者.. 3/4に相当する額 その他.. 2/4に相当する額	

〔関係市町 立地奨励金〕

	優遇制度	内容	交付期間	限度額(万円)
豊橋市	立地奨励金	当該施設について納付された各年度の固定資産税、都市計画税相当額を交付	5年間 償却資産のみ 3年間	なし
		家屋、償却資産の投下固定資産額の20~10%を交付	-	30,000
		当該施設について納付された各年度の固定資産税、都市計画税相当額を交付	3年間	なし
蒲郡市	家屋の取得に係る補助	当該家屋及びその用地となっている土地(いずれも平成18年1月2日以降の取得に限る)について納付された固定資産税相当額を交付	3年間	5,000 (各年度)
	償却資産の取得に係る補助	当該償却資産について納付された固定資産税相当額を交付	1年間	5,000 (各年度)
田原市	企業立地奨励金	新たに取得した土地(県企業庁から土地リース制度適用分も含む)、家屋及び償却資産の固定資産税の最初の課税年度から納付税相当額の奨励金を交付	3年間	なし
御津町	企業立地促進条例	当該土地に帰属する家屋の固定資産税の最初の課税年度から当該土地と家屋に係る固定資産税相当額の立地奨励金を交付	3年間	なし

〔関係市町 その他奨励金〕

	優遇制度	内容	交付期間	限度額(万円)
豊橋市	事業促進奨励金	当該施設について納付された事業所税相当額(資産割、従業者割)を交付	5年間	なし
		当該施設について納付された事業所税相当額(資産割)を交付	3年間	なし
	雇用促進奨励金	新規雇用常用従業員×40万円	-	4,000
環状圏奨励金	環状圏奨励金	太陽光発電施設..100万円/kwを上限として経費の1/3を交付	-	1,500
		雨水活用施設..20万円/tを上限として経費の1/3を交付	-	1,500
		緑地..1万円/m <sup>2</sup> を上限として経費の1/2を交付	-	1,000

・東三河地域防災研究協議会

東三河地域の災害に対する安全性確保に資する地域密着型防災対策・技術の調査及び研究を行い、その成果に基づく災害に強い地域づくりの促進を目的に、平成 15 年に設立。現在、東三河 4 市 3 町が参加。

豊橋技術科学大学と連携して防災に関する調査研究を行っている。

《研究テーマ》

1. 防災まちづくり推進のためのアクションプランニング手法の調査研究 (H16~18)
2. 医療設備の転倒防止方法・転倒防止のための免震化に関する調査研究 (H17~H18)
3. D I G手法の開発と啓発教材作成に関する研究 (H18~H19)

・大学と地域の連携(包括協定など)

〔愛知県〕

平成 18 年 12 月 26 日 豊橋技術科学大学との包括連携協定締結

《主な事業》

県と豊橋技術科学大学が相互に連携し、共同研究の実施、研究開発に係る人材の交流、施設・機器の相互利用などの取り組みを行う。

〔豊橋市〕

平成 17 年 3 月 30 日 豊橋技術科学大学との包括協定締結

平成 17 年 7 月 11 日 愛知大学との包括協定締結

平成 18 年 2 月 8 日 豊橋創造大学との包括協定締結

《主な事業》

市民大学トラム

地域学・生活社会学・教養創造学・健康学を 4 つの柱とし、それぞれの柱の中で特色ある学習事業を組み立て、上記大学の教員等を講師とし講座を実施

チャレンジショップ

中心市街地の空き店舗を活用し、上記大学の学生が中心となってチャレンジショップの運営やイベントの開催。市街地への若者の来訪を促すとともに、既存の商店街にインパクトを与えて相乗効果を生み出し、中心市街地を活性化させる。さらに、学生たちが商売を実際に体験することで、商業、とりわけ中心市街地の商業について関心を持つ契機とする。

〔田原市〕

平成 17 年 3 月 31 日 豊橋技術科学大学との包括協定締結

《主な事業》

産学官連携事業

地域の課題を数テーマ取り上げて豊橋技術科学大学等と共同で研究を行い、まちづくり・地域づくりに役立てる。

6 計画期間

認定の日から平成 24 年 3 月末まで

7 目標の達成に係る評価に関する事項

計画に盛り込んだ事業の実施状況とその効果、目標の達成状況を「特定地域プロジェクトチーム」に報告するとともに、その進捗を踏まえて、必要に応じて事業の見直し等を図っていく。  
また、その達成状況等については HP 等適切な方法で対外的に明らかにしていく。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし